

第3章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節 計画策定の趣旨等

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の問題と認識されています。最新の科学的知見である、平成26年（2014年）に報告されたIPCC第5次評価報告書統合報告書では、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であったこと等が示されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響は避けられないことから、これへの的確な対応をしつつ、温室効果ガスの排出を今後10数年にわたり大幅に削減し、21世紀末までに排出をほぼゼロにしなければ、深刻で取り返しのつかない世界規模の影響に至ると指摘しています。

こうした中、平成27年（2015年）11月にパリで開催されたCOP21では、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標等が盛り込まれたところです。

本市としては、「パリ協定」や平成28年（2016年）5月に閣議決定された「国の地球温暖化対策計画」等を踏まえ、市域から排出される温室効果ガスが増加傾向にあることや、地球温暖化による気候変動の影響が市域内で顕在化しつつあることから、地球温暖化防止への取組を一層加速させるとともに、地球温暖化により引き起こされる様々な影響に対応するため、新たに、「広島市地球温暖化対策実行計画～人が生き生きと暮らし、活力にあふれる強靱で持続可能な低炭素都市“ひろしま”の実現を目指して～」(以下「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置付け等

「本計画」は、次の二つの計画を兼ねるものとするとともに、平成27年（2015年）11月に閣議決定された「国の適応計画」の「地域における適応の取組」にも対応したものとします。

なお、これまで別々に策定してきた、市域全体の計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編※1）」と、市役所内部の計画である「地方公共団体実行計画（事務・事業編※2）」について、「本計画」では、市役所自らが市内有数の温室効果ガス排出事業者であること等を踏まえ、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」で定める市域全体の取組方針を反映したものとするために、一つの計画として策定します。

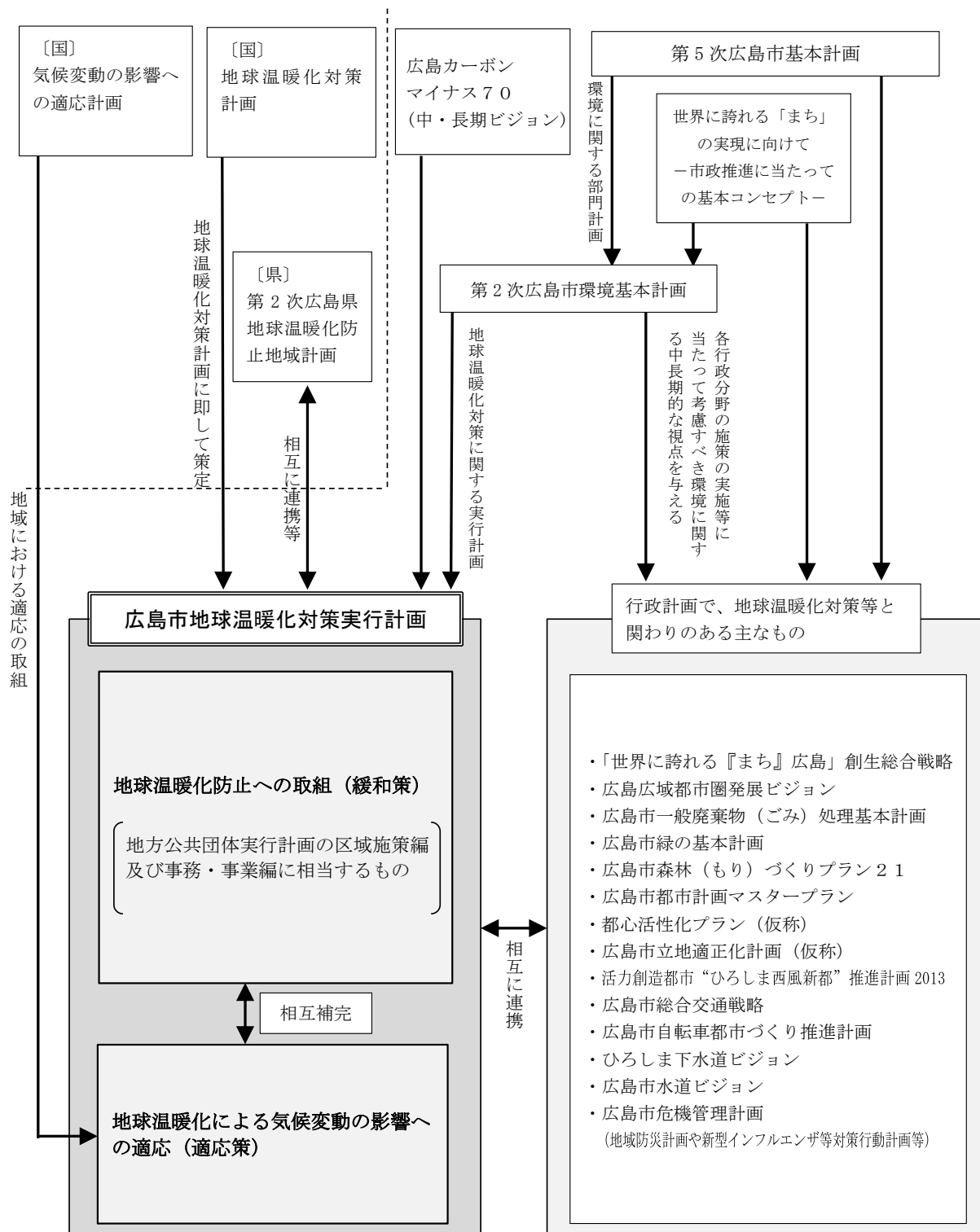
《計画を兼ねるもの》

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務・事業編）」
- ② 第2次広島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の「地球温暖化・エネルギー対策の推進」等の地球温暖化防止等に関する「実行計画」

※1 「区域施策編」とは、「旧地域推進計画」がこれに当たり、広島市の市域から排出される温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する総合的かつ計画的な施策等をまとめたものです。

※2 「事務・事業編」とは、「旧市役所実行計画」がこれに当たり、市役所自らの事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する措置の内容等をまとめたものです。

図表 3-1 「本計画」の位置付け



「第2次広島市環境基本計画」（平成28年（2016年）3月策定）

本市における環境政策の基本となる計画で、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定されたもの。

計画では、対象とする環境分野を「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」及び「地球環境」の四つの分野に区分し、「豊かな自然環境の保全」、「自然と調和した快適な都市環境の創造」、「健全で快適な生活環境の保全」及び「地球環境の保全への貢献」等の基本目標や施策の方向性を示すとともに、今後ますます複雑化・多様化することが予想される環境問題に的確に対応するため、「環境と経済の好循環創出の視点」等の総合的・横断的視点を定めています。

第3節 対象とする温室効果ガス及び森林吸収源の取扱い

1 対象とする温室効果ガス

「本計画」で対象とする温室効果ガスは、図表 3-2のとおり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された7種類のガスとします。

図表 3-2 対象とする温室効果ガス

物 質		地球温暖化係数(※)	ガスの性質及び主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)		1	代表的な温室効果ガス。 燃料(石油、石炭、天然ガスなど)の燃焼、電力の使用、廃棄物の焼却など。
メタン (CH ₄)		25	天然ガスの主成分で、常温で気体。 燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却・埋立、下水処理など。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	数ある窒素酸化物の中で最も安定。 燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却など。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12～14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。 スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒使用に伴う漏洩など。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390～17,340	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。 半導体や電子製品の製造時の洗浄に伴う漏洩など。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六ふっ化物で、強力な温室効果ガス。 変圧器からの漏洩など。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物で、強力な温室効果ガス。 半導体の製造プロセスなど。

※ 「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値。温室効果ガスそれぞれの寿命の長さが異なるため、この係数の値は、温室効果を見積もる期間の長さによって変化します。この図表の数値は、京都議定書第二約束期間における値です(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)。

2 森林吸収源の取扱い

森林は、木材などの林産物の供給、水資源の涵養*、土砂災害の防止だけでなく、地球温暖化の主要原因である二酸化炭素の吸収源としての効果や、市街地で進むヒートアイランド現象*の緩和といった地球温暖化対策にも有効なものであり、市民生活に恩恵をもたらす貴重な財産です。

本市としては、市面積の約67%の60,501haを森林が占めていることもあり、こうした森林をはじめとする緑の有する有用な機能を維持・強化し、次世代に継承していくため、平成23年(2011年)1月に策定した「広島市緑の基本計画2011-2020 ～水・緑・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」や、平成27年(2015年)6月に策定した「広島市森林(もり)づくりプラン21(第2次)」等に基づき、取組を進めています。

こうしたことを踏まえ、今後、温室効果ガス排出量を算定する際には、森林吸収源*の影響を考慮することとします。

第4節 温室効果ガス排出量削減目標の基準年度及び目標年度

温室効果ガス排出量削減目標の基準年度及び目標年度は、図表 3-3のとおりとします。

基準年度については、長期ビジョンである「カーボンマイナス70」等において、平成2年度（1990年度）としていますが、「本計画」では、平成2年度（1990年度）以降の社会経済情勢の変化や技術革新等を踏まえ、「国の地球温暖化対策計画」の中期目標の基準年度と同じ平成25年度（2013年度）に変更することとします。また、短期目標の基準年度については、目標の達成度合いを国と比較できるよう「国の地球温暖化対策計画」の短期目標の基準年度である平成17年度（2005年度）も参考値として併記します。

目標年度については、中・長期目標は「カーボンマイナス70」に定めた目標年度に合わせることにし、短期目標は「本計画」の上位計画である第2次広島市環境基本計画の終期である平成32年度（2020年度）に合わせて設定することとします。

図表 3-3 温室効果ガス排出量削減目標の基準年度及び目標年度

区分	基準年度	目標年度
長期目標	平成25年度（2013年度）	平成62年度（2050年度）
中期目標	平成25年度（2013年度）	平成42年度（2030年度）
短期目標	平成25年度（2013年度）	平成32年度（2020年度）